

# 山梨県公報

号外第四十八号

平成二十年

七月三十一日

木曜日

## 目次

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示……………一

## 告示

### 山梨県告示第三百四十八号

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年七月三十一日

山梨県知事 横内正明

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程(昭和四十七年山梨県告示第四百七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「被保護者」の下に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による支援給付を受給している者」を加える。

別表第二のAの項中「による保護」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付」を加え、同表のD1の項中「三〇、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同表のD2の項中「三〇、〇〇〇円以上八〇、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円以上四〇、〇〇〇円」に改め、同表のD3の項中「八〇、〇〇〇円以上一四〇、〇〇〇円」を「四〇、〇〇〇円以上七〇、〇〇〇円」に改め、同表のD4の項中「一四〇、〇〇〇円以上二八〇、〇〇〇円」を「七〇、〇〇〇円以上一八三、〇〇〇円」に改め、同表のD5の項中「二八〇、〇〇〇円以上五〇〇、〇〇〇円」を「一八三、〇〇〇円以上四〇三、〇〇〇円」に改め、同表のD6の項中「五〇〇、〇〇〇円以上八〇〇、〇〇〇円」を「四〇三、〇〇〇円以上七〇三、〇〇〇円」に改め、同表のD7の項中「八〇〇、〇〇〇円以上一、一六〇、〇〇〇円」を「七〇三、〇〇〇円以上一、〇七八、〇〇〇円」に改め、同表のD8の項中「一、一六〇、〇〇〇円以上一、六五〇、〇〇〇円」を「一、〇七八、〇〇〇円以上一、六三三、〇〇〇円」に改め、同表のD9の項中「一、六五〇、〇〇〇円以上二、一六〇、〇〇〇円」を「一、六三三、〇〇〇円以上二、一三三、〇〇〇円」に改め、同表のD10の項中「二、一六〇、〇〇〇円以上三、〇〇〇、〇〇〇円」を「二、一三三、〇〇〇円以上三、〇〇〇、〇〇〇円」に改め、同表のD11の項中「三、〇〇〇、〇〇〇円以上三、九六〇、〇〇〇円」を「三、〇〇〇、〇〇〇円以上四、一七三、〇〇〇円」に改め、同表のD12の項中「三、九六〇、〇〇〇円以上五、〇三〇、〇〇〇円」を「四、一七三、〇〇〇円以上五、三三四、〇〇〇円」に改め、同表のD13の項中「五、〇三〇、〇〇〇円以上六、二七〇、〇〇〇円」を「五、三三四、〇〇〇円以上六、六七四、〇〇〇円」に改め、同表のD14の項中「六、二七〇、〇〇〇円」を「六、六七四、〇〇〇円」に改め、同表の備考1中「児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設」を「児童自立支援施設入所部、情緒障害児短期治療施設入所部」に改め、同表の備考に次のように加える。

6 里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る措置費負担額は、別表第二の徴収金月額を当該月の開所日数(日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数とする。)で除した額に当該月の通所日数を乗じた額とする。ただし、十円未満の端数を切り捨てるものとする。

### 附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程(以下「改正後の規程」という。)別表第一の一の項並びに別表第二のAの項並びに備考1及び6の規定は、平成二十年四月一日から、改正後の規程別表第二のD1の項からD14の項までの規定は、同年七月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番